

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市生活保護法施行細則の一部を改正する規則【保健福祉局地域支援部保護課】	1 1 6 6
◇ 告 示	
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境保全課】	1 1 6 7
○ 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】	1 1 7 0
○ スポーツ施設及び運動施設の使用料の徴収事務の委託【市民文化スポーツ局文化スポーツ部スポーツ振興課】	1 1 7 1
◇ 公 告	
○ 北九州都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧【建設局道路部街路課】	1 1 7 8
○ 北九州都市計画道路事業の認可の告示【建設局道路部街路課】	1 1 7 9
○ 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	1 1 8 0
◇ 上下水道局	
○ 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】	1 1 8 3
◇ 教育委員会	
○ 北九州市立国際友好記念図書館等の指定管理者【教育委員会中央図書館庶務課】	1 1 8 4
◇ 人事委員会	

- 職員の採用のための選考に関する規則の一部を改正する規則【人事委員会事務局任用課】 1 1 8 5
- 平成25年度北九州市職員（上級等）採用試験の実施【人事委員会事務局任用課】 1 1 8 6
- 選考により採用する職の指定の一部改正【人事委員会事務局任用課】 1 1 9 9

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

保護の申請に係る書類のうち、民生委員意見書を民生委員情報提供書に改めることにしました。

この規則は、平成25年5月1日から施行することにしました。

北九州市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第38号

北九州市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

北九州市生活保護法施行細則（昭和58年北九州市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、検診命令及び届出」を「及び検診命令」に改め、同項の表の葬祭扶助の申請の項中

「省令第2条第2項」を

「省令第2条第3項」に

改め、同条第2項第6号を次のように改める。

（6） 民生委員情報提供書

第3条第4項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる書類」を「求職活動状況届書」に改め、同項各号を削る。

第4条中「よつて」を「よって」に改める。

別表第21号を次のように改める。

（21） 民生委員情報提供書

別表中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号から第32号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

この規則は、平成25年5月1日から施行する。

北九州市告示第184号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成25年4月26日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市若松区北湊町13番1号
AGCエスアイテック株式会社
代表取締役社長 田中正治

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市若松区北湊町13番1号
AGCエスアイテック株式会社

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	名称	能力
27号口遠心分離機	遠心分離機15	140L/1回
27号口遠心分離機	遠心分離機16	140L/1回
27号口遠心分離機	遠心分離機17	140L/1回

イ 工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日

工事着手予定年月日	許可日以後
工事完成予定年月日	許可日以後
使用開始予定年月日	許可日以後

ウ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間及び季節的変動

名称	使用時間間隔	1日当たりの使用時間	季節的変動
遠心分離機15	0時～24時	12時間	なし
遠心分離機16	0時～24時	12時間	なし
遠心分離機17	0時～24時	12時間	なし

エ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

名称	遠心分離機15	遠心分離機16
汚水量 (m^3 /日)	通常 1.5 最大 2.0	通常 1.5 最大 2.0
水素イオン濃度	通常 2.0~10.0 最大 2.0~10.0	通常 2.0~10.0 最大 2.0~10.0
化学的酸素要求量 (mg/L)	通常 4.0 最大 5.0	通常 4.0 最大 5.0
浮遊物質量 (mg/L)	通常 500 最大 1000	通常 500 最大 1000
窒素含有量 (mg/L)	通常 0.1以下 最大 0.1以下	通常 0.1以下 最大 0.1以下
磷含有量 (mg/L)	通常 0.1以下 最大 0.1以下	通常 0.1以下 最大 0.1以下

名称	遠心分離機17
汚水量 (m^3 /日)	通常 1.5 最大 2.0
水素イオン濃度	通常 2.0~10.0 最大 2.0~10.0
化学的酸素要求量 (mg/L)	通常 4.0 最大 5.0
浮遊物質量 (mg/L)	通常 500 最大 1000
窒素含有量 (mg/L)	通常 0.1以下 最大 0.1以下
磷含有量 (mg/L)	通常 0.1以下 最大 0.1以下

(4) 汚水等の処理方法に関する事項

遠心分離機15、遠心分離機16及び遠心分離機17から排出される汚水は、公共下水道に排出する。

(5) 設置の許可申請のあった施設からの排水に関する事項

ア 排水口名 排水口No.1

イ 排出水量及び汚染状態

	設置前		設置後
汚水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常	494	同左
	最大	541.1	
水素イオン濃度	通常	6.0	同左
	最大	8.5	
浮遊物質量 (mg/L)	通常	20	同左
	最大	25	
化学的酸素要求量 (mg/L)	通常	10.0	同左
	最大	15.0	
生物化学的酸素要求量 (mg/L)	通常	10.0	同左
	最大	15.0	
窒素含有量 (mg/L)	通常	3	同左
	最大	6	
リン含有量 (mg/L)	通常	0.2	同左
	最大	0.5	
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/L)	通常	1以下	同左
	最大	1	

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成25年4月26日から同年5月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境保全課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成25年5月16日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第185号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成25年4月26日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 認可地縁団体の名称
星和台二町内会
- 2 代表者の変更

変更前後の別	変更年月日	代表者の氏名	代表者の住所
	変更前	洲崎忠文	北九州市小倉南区星和台一丁目3番26号
変更後	平成25年4月1日	佐々木年一	北九州市小倉南区星和台二丁目18番18号

北九州市告示第186号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、スポーツ施設及び運動施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月26日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の名称	受 託 者		委託期間
	名 称	住 所	
北九州市立総合体育館 北九州市立若松体育館 八幡東体育館 北九州市立折尾スポーツセンター 北九州市立鞘ヶ谷競技場 高炉台球場 浅生球場 北九州市立若松球場 北九州市立若松武道場 北九州市立若松庭球場 北九州市立若松球技場	公益財団法人 北九州市体育 協会 会長 高田寿一郎	北九州市八幡 東区八王寺町 4番1号	平成25年 4月1日か ら平成26 年3月31 日まで
北九州市立新門司庭球場 北九州市立新門司運動場 北九州市立新門司球技場	特定非営利活 動法人北九州 フットボール クラブ 理事 長 林 秀美	北九州市門司 区新門司北二 丁目6番2号	
北九州市民球場 三萩野球場	北九州野球株 式会社 代表 取締役 小野 昭治	北九州市小倉 北区三萩野二 丁目10番1 号	

<p>桃園球場 桃園運動場 桃園庭球場 桃園市民プール（室内） 北九州市立大谷球場 的場池体育館 的場池球場 ひびきコスモス運動場</p>	<p>株式会社スピ ナ 代表取締 役 小田孝幸</p>	<p>北九州市八幡 東区平野二丁 目11番1号</p>
<p>文化記念プール 文化記念公園管理棟 文化記念運動場</p>	<p>西部瓦斯株式 会社 代表取 締役社長 酒 見俊夫</p>	<p>福岡市博多区 千代一丁目1 7番1号</p>
<p>北九州市立新門司体育館 北九州市立門司体育館 北九州市立小倉北体育館 北九州市立小倉南体育館 門司陸上競技場 門司球場 北九州市立門司青少年体 育館 大里柔剣道場 門司弓道場 北九州市立小倉南庭球場 北九州市立新門司温水プ ール</p>	<p>コナミスポー ツ&ライフ日 本管財共同事 業体 共同事 業体代表者 株式会社コナ ミスポーツ& ライフ 代表 取締役 田中 富美明</p>	<p>東京都品川区 東品川四丁目 10番1号</p>
<p>本城陸上競技場 本城運動場 本城球場</p>	<p>スポーツパー クパートナー ズ本城共同事 業体 共同事</p>	<p>福岡市南区大 池一丁目23 番15号</p>

	<p>業体代表者 日本体育施設 株式会社 西 日本支店 支 店長 神倉正 法</p>	
<p>北九州市立門司庭球場 田野浦庭球場</p>	<p>門司庭球協会 会長 秋武 強</p>	<p>北九州市門司 区清見一丁目 17番12号 -104</p>
<p>北九州市立門司青少年体 育館</p>	<p>門司青少年体 育館運営委員 会 委員長 吉永高敏</p>	<p>北九州市門司 区東門司一丁 目1番24号</p>
<p>北九州市立大里柔剣道場</p>	<p>大里柔剣道場 運営委員会 委員長 中島 慎一</p>	<p>北九州市門司 区不老町一丁 目1番4号</p>
<p>勝山弓道場</p>	<p>勝山弓道場運 営委員会 会 長 杉原義勝</p>	<p>北九州市小倉 北区域内4番</p>
<p>北九州市立小倉北柔剣道 場</p>	<p>小倉北柔剣道 場運営委員会 会長 瀬戸義 直</p>	<p>北九州市小倉 北区田町14 番19号</p>
<p>三萩野体育館</p>	<p>特定非営利活 動法人北九州 市レクリエー</p>	<p>北九州市小倉 北区三萩野三 丁目3番1号</p>

	シヨン協会 会長 砂子愛子	
三萩野庭球場	三萩野庭球場 運営委員会 会長 安村正夫	北九州市小倉 北区三萩野三 丁目3番2号
北九州市立曾根体育館	曾根体育館運 営委員会 会 長 上村律藏	北九州市小倉 南区下曾根四 丁目22番2 号
文化記念庭球場	文化記念庭球 場運営委員会 会長 鍋島 幸次	北九州市小倉 南区田原五丁 目1番
北九州市立小倉南武道場	小倉南武道場 運営委員会 会長 作本 亘	北九州市小倉 南区徳力二丁 目10番1号
紫川河畔庭球場	紫川河畔体育 施設運営委員 会 会長 作 本 亘	北九州市小倉 南区徳力新町 一丁目1番8 号
吉田太陽の丘庭球場	太陽の丘公園 管理運営委員 会 会長 安 藤多寿	北九州市小倉 南区中吉田二 丁目10番

北九州市立城野体育館	城野体育館運営委員会 会長 尾崎継夫	北九州市小倉南区八幡町3番1号
北九州市立若松弓道場	若松弓道場管理委員会 会長 吉竹康年	北九州市若松区浜町一丁目1番2号
北九州市立若松庭球場 北九州市立若松球場 北九州市立若松球技場	若松市民グラウンド運営委員会 会長 藤島康男	北九州市若松区響南町5番
北九州市立八幡東柔剣道場	八幡東柔剣道場運営委員会 会長 日名子公	北九州市八幡東区尾倉二丁目8番34号
桃園弓道場	桃園弓道場運営委員会 会長 佐藤正男	北九州市八幡東区桃園三丁目1番4号
北九州市立香月スポーツセンター 香月中央庭球場 香月中央運動場	特定非営利活動法人香月・千代スポーツクラブ 会長 佐伯孟宋	北九州市八幡西区香月西四丁目1番1号
北九州市立八幡西柔剣道場	八幡西柔剣道場運営委員会 会長 岡田滋	北九州市八幡西区則松七丁目16番45号

北九州市立黒崎体育館	黒崎体育館運営委員会 会長 平山祿祐	北九州市八幡西区藤田四丁目1番1号
的場池弓道場	的場池弓道場運営委員会 会長 篠原邦彦	北九州市八幡西区的場町1番2号
北九州市立城山体育館 北九州市立城山庭球場 北九州市城山球場 城山緑地庭球場	城山体育施設運営委員会 会長 紙屋通	北九州市八幡西区屋敷二丁目14番1号
北九州市立戸畑体育館 北九州市立戸畑体育館庭球場	特定非営利活動法人戸畑コムスポ 理事長 平川博海	北九州市戸畑区観音寺町3番1号
北九州市立戸畑庭球場	戸畑ソフトテニス連盟 会長 高原眞治	北九州市戸畑区新池二丁目1番33号
北九州市立戸畑柔剣道場	戸畑柔剣道場運営委員会 会長 木下憲定	北九州市戸畑区千防一丁目8番7号
北九州市立西戸畑体育館	西戸畑体育館運営委員会 会長 野口勝義	北九州市戸畑区南鳥旗町1番15号

夜宮弓道場	夜宮弓道場運 営委員会 会 長 福島 忠	北九州市戸畑 区夜宮一丁目 2番3号
-------	----------------------------	--------------------------

北九州市公告第290号

福岡県知事から次の北九州都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定により、これを北九州市建設局道路部街路課において公衆の縦覧に供する。

平成25年4月26日

北九州市長 北 橋 健 治

3・1・1号12号線（浅川工区）

北九州市公告第291号

北九州都市計画道路事業の認可の告示（平成25年福岡県告示第669号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月26日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類 道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
3・1・1号12号線（浅川工区）	北九州市八幡西区浅川台二丁目、浅川台三丁目、浅川日の峯一丁目及び浅川日の峯三丁目

- 3 施行者の名称

北九州市

- 4 事務所の所在地

北九州市小倉北区城内1番1号

（北九州市建設局道路部街路課）

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市公告第294号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

平成25年4月26日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 北九州市立総合療育センター再整備基本計画策定等業務
- (2) 業務内容 建替えを行う北九州市立総合療育センターについて、基本方針を踏まえた再整備基本計画の策定に係る支援を行う。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成26年3月31日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿又は北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日において、会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続の開始若しくは更生手続の開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始若しくは再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 技術士（総合技術監理部門又は建設部門）又は一級建築士の資格を有する者を本業務に従事させることが可能であること。
- (5) 次のいずれかの実績を有していること。

ア 平成15年4月1日以降、障害児入所施設、障害者支援施設又は療養介護事業所の新設又は建替えに係る基本計画の策定業務（設計業務等を含む。）を直接受注した実績があること。

イ 平成15年4月1日以降、国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県又は市町村が設置する100床以上の病院の新設又は建替えに係る基本計画の策定業務（設計業務等を含む。）を直接受注した実績があること。

3 企画提案書の提出者を選定するための評価基準

- (1) 第2項の参加資格の適合可否
- (2) 参加企業の業務（第2項第5号）の実績

- (3) 配置予定者の人数
 - (4) 配置予定者の業務（第2項第5号）の実績
 - (5) 配置予定者の手持ち業務の状況等
- 4 受託候補者を選定するための評価基準
- (1) 第3項第2号から第5号までと同じ
 - (2) 企画提案書の内容
 - (3) ヒアリングでの対応
 - (4) スケジュールの妥当性
- 5 手続等
- (1) 担当部局
北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉課
北九州市小倉北区城内1番1号
電話 093-582-2424
 - (2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法
 - ア 交付場所 第1号に同じ。なお、説明書は北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉課のホームページに掲載する。
 - イ 交付期間 公告の日から平成25年5月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで
 - ウ 交付方法 交付場所での手渡し（無償。なお、説明書の郵送又はFAXによる入手申込みは認めない。）
 - (3) 参加表明書の提出場所、提出期間及び提出方法
 - ア 提出場所 第1号に同じ
 - イ 提出期間 公告の日から平成25年5月24日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）
 - (4) 企画提案書及び見積書の提出場所、提出期間及び提出方法
 - ア 提出場所 第1号に同じ
 - イ 提出期間 企画提案書の提出者として選定された通知を受けた日から平成25年6月10日（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 第5項第1号に同じ

(4) 詳細は説明書による。

北九州市上下水道局告示第14号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月26日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
J-058	有限会社 ナップ長 野舗装	長野俊一	北九州市門司区吉 志二丁目14番1 4号	平成25年 4月19日
M-145	大道機械	大道俊博	北九州市小倉南区 大字呼野633番 地	平成25年 4月19日
F-148	KY設備	山下勝久	福岡県田川市大字 夏吉1172番地 の7	平成25年 4月19日

北九州市教育委員会教育長告示第1号

北九州市立図書館規則（昭和47年教育委員会規則第9号）第20条の規定により、北九州市立国際友好記念図書館等の指定管理者を次のとおり告示する。

平成25年4月26日

北九州市教育委員会
教育長 柏木 修

指定管理者に管理を行わせる図書館	指定管理者に指定したもの	指定する期間
北九州市立国際友好記念図書館	株式会社日本施設協会	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
北九州市立門司図書館		
北九州市立戸畑図書館		